

原規規発第 2207054 号

三 菱 原 子 燃 料 株 式 会 社
使 用 前 檢 查 実 施 要 領 書
(その 4 - 5)

[組立施設]
[その他加工施設]

原子力規制委員会

改訂履歴

回	改 訂 内 容	年 月 日
一	新規制定 (原規規発第 2102058 号)	令和 3 年 2 月 5 日
1	改訂第 1 版 (原規規発第 2107139 号) <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 頁 ○成形施設（工場棟組立工場）IV 検査方法 1. 材料検査 【3-a. 壁新設補強】、【3-b. 壁増打ち補強】、【3-c. バットレス新設補強】及び【3-d. スラブ新設補強】におけるコンクリートの検査方法の記載を変更。 ・ 10 頁 ○成形施設（工場棟組立工場）V 判定基準 1. 材料検査 【3-a. 壁新設補強】、【3-b. 壁増打ち補強】、【3-c. バットレス新設補強】及び【3-d. スラブ新設補強】におけるコンクリートの検査方法の記載を変更。 ・ 12 頁 ○成形施設（工場棟組立工場）V 判定基準 2. 寸法検査 【3-c. バットレス新設補強】及び【3-d. スラブ新設補強】における型枠内寸法の判定基準の記載の誤記修正。 ・ 73 頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-4 の判定基準欄中 【3-a. 壁新設補強】、【3-b. 壁増打ち補強】、【3-c. バットレス新設補強】及び【3-d. スラブ新設補強】におけるコンクリートの判定基準の記載の変更。 ・ 77 頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-6 の判定基準欄中 【3-c. バットレス新設補強】及び【3-d. スラブ新設補強】における型枠内寸法の判定基準の記載の誤記修正。 	令和 3 年 7 月 13 日
2	改訂第 2 版 (原規規発第 2109167 号) <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 頁 III 検査範囲 2. 認可関係 認可年月日及び認可番号 「(令和 2 年 3 月 31 日付け三原燃第 19-0857 号にて軽微な変更)」に「及び令和 3 年 8 月 23 日付け三原燃第 21-0329 号」を追記。 ・ 11 頁 ○組立施設（工場棟組立工場）V 判定基準 1. 材料検査 【3-i. 独立遮蔽壁固縛補強】における補強材の判定基準の記載の誤記修正。 ・ 12 頁 ○組立施設（工場棟組立工場）V 判定基準 2. 寸法検査 【3-f. 鉄扉及びシャッタ補強】における角棒の寸法に関する記載の変更。 	令和 3 年 9 月 16 日

回	改 訂 内 容	年 月 日
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 38 頁 添付資料－2 (18/46) 表示建－2－1 工場棟組立工場 主要な構造材の仕様表 (2/3) 耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様の耐震性能向上 仕様 (工事番号及び工事名称) 欄中(1)本体 3-a. 壁新設補強の材料の記載を変更。 ・ 39 頁 添付資料－2 (19/46) 表示建－2－1 工場棟組立工場 主要な構造材の仕様表 (3/3) 主要な部材寸法及び材質の部材寸法欄中 3-a. 壁新設補強の材料の記載及び 3-f. 鉄扉及びシャッタ補強の角棒の寸法を変更。 ・ 75 頁 VII 添付資料 添付資料－3 使用前検査成績書様式 別紙－4 (3/3) の判定基準欄中【3-i. 独立遮蔽壁固縛補強】における補強材の判定基準の記載の誤記修正。 ・ 78 頁 VII 添付資料 添付資料－3 使用前検査成績書様式 別紙－6 (2/2) の判定基準欄中【3-f. 鉄扉及びシャッタ補強】における角棒の判定基準の記載の変更。 	令和3年9月16日
3	<p style="text-align: center;">改訂第3版 (原規規発第2110285号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2頁 III 検査範囲 2. 認可関係 認可年月日及び認可番号 「(令和2年3月31日付け三原燃第19-0857号及び令和3年8月23日付け三原燃第21-0329号にて軽微な変更)」に「令和3年10月19日付け三原燃第21-0468号」を追記。 ・ 2頁 IV 検査方法 ○組立施設 (工場棟組立工場) 1. 材料検査(2)検査手順【3-a. 壁新設補強】における検査対象の記載の変更。 ・ 4頁 IV 検査方法 ○組立施設 (工場棟組立工場) 2. 寸法検査(2)検査手順【3-a. 壁新設補強】における検査対象の記載の変更。 ・ 10頁 V. 判定基準 ○組立施設 (工場棟組立工場) 1. 材料検査【3-a. 壁新設補強】における判定基準の記載の変更。 ・ 11頁 V. 判定基準 ○組立施設 (工場棟組立工場) 1. 材料検査【3-e. 屋根面鉄骨補強】及び【3-f. 鉄扉及びシャッタ補強】における誤記の修正。 ・ 12頁 V. 判定基準 ○組立施設 (工場棟組立工場) 2. 寸法検査【3-a. 壁新設補強】及び【3-f. 鉄扉及びシャッタ補強】における判定基準の記載の変更。 	令和3年10月28日

回	改 訂 内 容	年 月 日
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 38 頁 VII. 添付資料－2 (18/46) 表示建－2－1 工場棟組立工場 主要な構造材の仕様表(2/3)耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様の耐震性能向上 仕様(工事番号及び工事名称)欄中(1)本体 3-a. 壁新設補強の寸法及び材質の記載を変更。 ・ 39 頁 VII. 添付資料－2 (19/46) 表示建－2－1 工場棟組立工場 主要な構造材の仕様表(3/3) 主要な部材寸法及び材質の部材寸法欄中及び材質欄中 3-a. 壁新設補強の寸法及び材質並びに 3-f. 鉄扉及びシャッタ補強の寸法を変更。 ・ 41 頁 VII 添付資料 添付資料－2 (21/46) 図イ建－6 放射線管理棟前室及び放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所壁配線貫通部の記載を変更。 ・ 45 頁 VII 添付資料 添付資料－2 (25/46) 図イ建－12 建具表 番号欄中 SS-70 の材料の記載を変更。 ・ 73 頁 添付資料－3 使用前検査成績書様式 別紙－4 (1/3) の判定基準欄中の【3-a. 壁新設補強】における誤記の修正。 ・ 74 頁 添付資料－3 使用前検査成績書様式 別紙－4 (2/3) の判定基準欄中の【3-e. 屋根面鉄骨補強】及び【3-f. 鉄扉及びシャッタ補強】における誤記の修正。 ・ 77 頁 添付資料－3 使用前検査成績書様式 別紙－6 (1/2) の判定基準欄中の【3-a. 壁新設補強】における判定基準の記載を変更。 ・ 78 頁 添付資料－3 使用前検査成績書様式 別紙－6 (2/2) の判定基準欄中の【3-f. 鉄扉及びシャッタ補強】における判定基準の記載を変更。 	令和3年10月28日
4	<p style="text-align: center;">改訂第4版 (原規規発第2112093号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 頁 III. 検査範囲 2. 認可関係 認可年月日及び認可番号「令和2年3月3.1日付け三原燃第19-0857号、令和3年8月23日付け三原燃第21-0329号及び令和3年10月19日付け三原燃第21-0468号にて軽微な変更」に「令和3年12月6日付け三原燃第21-0566号」を追記。 ・ 25 頁 VII 添付資料 添付資料－2 (5/46) 表示建－1－1 工場棟組立工場 仕様表 (5/14) 技術基準に基づく設計 安全機能を有する施設の地盤欄中 [5.1-建1] 工場棟組立工場本体及び前室 杭位置の杭先端深度の記載の変更。 	令和3年12月9日

回	改 訂 内 容	年 月 日
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 37 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (17 / 46) 表示建-2-1 工場棟組立工場 主要な構造材の仕様表 (1 / 3) 主要な構造材欄中(1)本体及び(2)前室の杭先端深度の記載を変更。 	令和3年12月9日
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 頁 III. 検査範囲 2. 認可関係 認可年月日及び認可番号「令和2年3月31日付け三原燃第19-0857号、令和3年8月23日付け三原燃第21-0329号、令和3年10月19日付け三原燃第21-0468号及び令和3年12月6日付け三原燃第21-0566号にて軽微な変更」に「令和4年5月24日付け三原燃第22-0052号」を追記。 ・ 14 頁 V 判定基準 ○その他の加工施設（非常用照明、誘導灯、安全避難通路、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器）1. 員数検査【非常用照明、誘導灯、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】における判定基準の記載の変更。 ・ 16 頁 IV その他 記載の変更。 ・ 23 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (3 / 46) 表示建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (3 / 14) 火災等による損傷の防止 [4.1-建1] の記載の変更。 ・ 45 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (25 / 46) 図イ建-12 交換する鉄扉の記載を追記。 ・ 63 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (43 / 46) 図リ建-29 熱感知器の記載の変更。 ・ 68 頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 備考の記載を削除。 ・ 88 頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-16 備考欄中各設備等の員数の記載の変更。 	令和4年7月5日

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	10
VI その他	16
VII 添付資料	17

I 検査目的及び項目

本検査*は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。）第16条の3第1項に基づき実施する核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第3条の6第2号又は第3号に係る使用前検査について、核燃料物質の加工施設のうち、組立施設及びその他の加工施設が、認可した設計及び工事の方法の申請（以下「設工認申請書」という。）に従い製作、据付され、所定の性能を有しており、原子力規制委員会で定める技術上の基準に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、原子力規制委員会で定める技術上の基準とは、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成25年12月6日号外原子力規制委員会規則第19号。以下「性能の技術基準」という。）のうち第3条第2項、第4条第1項、同条第3項、第5条、第6条第1項、第7条、第8条第1項、同条第2項、第9条、第10条、第13条第1項、同条第2項、第16条第2項、第18条第1項、第19条、第23条第1項、同条第2項及び第24条第1項である。

*原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1項の規定に基づき、なお従前の例による。

○組立施設（加工規則第3条の6第2号）

材料検査、寸法検査、着底検査、配置検査、据付検査、外観検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

○その他の加工施設（加工規則第3条の6第3号）

員数検査、配置検査、系統検査、据付検査、外観検査、作動検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

II 検査場所

三菱原子燃料株式会社

茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1

III 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

組立施設

・工場棟組立工場（改造）

その他の加工施設（工場棟組立工場）

非常用設備

緊急対策設備(1)

・非常用照明^{*1}（復旧）

- ・誘導灯^{*1}（復旧）
 - ・安全避難通路^{*1}（増設）
- 非常用通報設備
- ・非常ベル設備（復旧）
 - ・放送設備（復旧）
 - ・通信連絡設備（電話設備）^{*1}（復旧及び増設）
- 自動火災報知設備
- ・火災感知設備及びそれに連動する警報設備（復旧、増設及び改造）
- 消火設備
- ・屋外消火栓^{*2}（変更なし）
 - ・消火器（復旧及び増設）

*1 既設で以前に使用前検査を受検していない機器（該当する全ての検査項目を確認）

*2 工場棟組立工場の屋外消火栓に係る検査は、工場棟転換工場に係る検査（使用前検査実施要領書（その4-3））の中で実施する。

2. 認可関係

認可年月日及び認可番号

令和2年 3月27日 原規規発第2003279号

(令和2年3月31日付け三原燃第19-0857号、令和3年8月23日付け三原燃第21-0329号、令和3年10月19日付け三原燃第21-0468号、令和3年12月6日付け三原燃第21-0566号及び令和4年5月24日付け三原燃第22-0052号にて軽微な変更)

IV 検査方法

○組立施設（工場棟組立工場）

1. 材料検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【3-a. 壁新設補強】（図イ建-6~8、図ホ建-1~2、4~5、11 参照）

- ①鉄筋はSD295A（■）、SD345（■）又はSD390（■）が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。
- ②杭は■が使用されていること及び杭の規格及び種類を申請者の品質記録により確認する。
- ③塗料は■（難燃性材料）が使用されていることを申請者の品質記録により確認する。
- ④鉄扉鋼板、シャッターレール部は■、シャッタースラット部は■及びダ

ンパ部は [REDACTED] が使用されていること並びに強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

- ⑤コンクリートの強度を申請者の品質記録により確認する。
- ⑥電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管が貫通する壁の貫通部に施工した耐火シールの材質を申請者の品質記録により確認する。

【3-b. 壁増打ち補強】 (図示建-4、8~10、12 参照)

- ①鉄筋及びアンカーは SD295A が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。
- ②塗料は [REDACTED] (難燃性材料) が使用されていることを申請者の品質記録により確認する。
- ③コンクリートの強度を申請者の品質記録により確認する。

【3-c. バットレス新設補強】 (図示建-4~5、7~8、10、12 参照)

- ①鉄筋及びアンカーは SD295A ([REDACTED]) 又は SD345 ([REDACTED]) が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。
- ②コンクリートの強度を申請者の品質記録により確認する。

【3-d. スラブ新設補強】 (図示建-4~5、8~9、12~13 参照)

- ①鉄筋及びアンカーは SD295A が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。
- ②コンクリートの強度を申請者の品質記録により確認する。

【3-e. 屋根面鉄骨補強】 (図示建-6~10、15 参照)

鉄骨は [REDACTED] が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

【3-f. 鉄扉及びシャッタ補強】 (図イ建-9、12~13、図示建-1~2 参照)

- ①鉄扉補強材は [REDACTED] が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。
- ②シャッタ補強材は [REDACTED] が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

【3-g. 外壁更新】 (図示建-1~2、4、13 参照)

- ①サイディングは [REDACTED] が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。
- ②外壁下地材は [REDACTED] が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

【3-h. 折板張替え補強】 (図ホ建-2、6~7、15 参照)

折板は [] が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

【3-i. 独立遮蔽壁固縛補強】 (図ホ建-1、14 参照)

補強材は [] が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

2. 寸法検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

【3-a. 壁新設補強】 (図ホ建-1~2、4~5、11 参照)

- ①鉄筋の径寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ②杭の外径寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ③鉄扉鋼板、シャッタースラット部及びダンパの厚み寸法並びにシャッターレール部の外形寸法を申請者の品質記録により確認する。

【3-b. 壁増打ち補強】 (図ホ建-4、8~10、12 参照)

- ①鉄筋及びアンカーの径寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ②型枠内の寸法を申請者の品質記録により確認する。

【3-c. バットレス新設補強】 (図ホ建-4~5、7~8、10、12 参照)

- ①鉄筋及びアンカーの径寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ②型枠内の寸法を申請者の品質記録により確認する。

【3-d. スラブ新設補強】 (図ホ建-4~5、8~9、12~13 参照)

- ①鉄筋及びアンカーの径寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ②型枠内の寸法を申請者の品質記録により確認する。

【3-e. 屋根面鉄骨補強】 (図ホ建-6~10、15 参照)

鉄骨の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。

【3-f. 鉄扉及びシャッタ補強】 (図イ建-9、12~13、図ホ建-1~2 参照)

鉄扉補強材及びシャッタ補強材の断面寸法を申請者の品質記録により確認

する。

【3-g. 外壁更新】 (図ホ建-1~2、4、13 参照)

- ①サイディング及び耐火被覆材の厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ②外壁下地材の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。

【3-h. 折板張替え補強】 (図ホ建-2、6~7、15 参照)

折板の厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。

【3-i. 独立遮蔽壁固縛補強】 (図ホ建-1、14 参照)

補強材の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。

3. 着底検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【3-a. 壁新設補強】 (図ホ建-1~2、4~5、11 参照)

打設した杭が支持層へ到達していることを申請者の品質記録により確認する。

4. 配置検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【3-a. 壁新設補強】 (図イ建-6~8、図ホ建-4、11 参照)

- ①杭の配置を申請者の品質記録により確認する。
- ②電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管が貫通する壁の貫通部の配置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【3-g. 外壁更新】 (図ホ建-1~2、4、13 参照)

サイディングの配置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

5. 据付検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2)検査手順

【3-e. 屋根面鉄骨補強】（図ホ建-6～10、15 参照）

鉄骨が所定の場所に設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【3-f. 鉄扉及びシャッタ補強】（図イ建-9、12～13、図ホ建-1～2 参照）

鉄扉補強材及びシャッタ補強材が所定の場所に設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【3-g. 外壁更新】（図ホ建-1～2、4、13 参照）

サイディングに耐火被覆材が施工されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【3-h. 折板張替え補強】（図ホ建-2、6～7、15 参照）

折板が所定の場所に設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【3-i. 独立遮蔽壁固縛補強】（図ホ建-1、14 参照）

補強材が所定の場所に設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

6. 外観検査

(1)検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2)検査手順

【3-a. 壁新設補強】（図ホ建-1～2、4～5、11 参照）

新設した壁、鉄扉、シャッタ及びダンパに有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【3-b. 壁増打ち補強】（図ホ建-4、8～10、12 参照）

増打ちした壁表面に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【3-c. バットレス新設補強】 (図ホ建-4~5、7~8、10、12 参照)

新設したバットレス表面に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【3-d. スラブ新設補強】 (図ホ建-4~5、8~9、12~13 参照)

新設したスラブ表面に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【3-e. 屋根面鉄骨補強】 (図ホ建-6~10、15 参照)

鉄骨に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【3-f. 鉄扉及びシャッタ補強】 (図イ建-9、12~13、図ホ建-1~2 参照)

- ①鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ②シャッタ及びシャッタ補強材に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【3-g. 外壁更新】 (図ホ建-1~2、4、13 参照)

サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【3-h. 折板張替え補強】 (図ホ建-2、6~7、15 参照)

折板に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【3-i. 独立遮蔽壁固縛補強】 (図ホ建-1、14 参照)

補強材及び独立遮蔽壁に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

○その他の加工施設（非常用照明、誘導灯、安全避難通路、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器）

1. 員数検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、

火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】（図リ建ー7、18、29～30、42 参照）

設備、機器の員数を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

2. 配置検査

(1) 検査前確認事項

①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】（図リ建ー7、18、29～30、42 参照）

設備、機器の配置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

3. 系統検査

(1) 検査前確認事項

①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯】（図リ建ー7、図リ電建ー5 参照）

非常用電源系統に接続されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

4. 据付検査

(1) 検査前確認事項

①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯、非常ベル設備、放送設備、火災感知設備及びそれに連動する警報設備】（図リ建ー7、18、29～30 参照）

設備、機器の据付を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

5. 外観検査

(1) 検査前確認事項

①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】（図リ建－7、18、29～30、42 参照）

有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

6. 作動検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯】（図リ建－7 参照）

非常用電源のブレーカを解放後、■秒以上バッテリにより点灯することを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）】（図リ建－18 参照）

作動試験を行い、正常に作動することを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【火災感知設備及びそれに連動する警報設備】（図リ建－29～30 参照）

- ①自動火災報知設備（感知器）について、加煙試験器等による作動試験を行い、正常に作動することを申請者の品質記録により確認する。
- ②自動火災報知設備（ベル）について、鳴動試験を行い、正常に作動することを申請者の品質記録により確認する。
- ③自動火災報知設備（発信機）について、作動試験を行い、正常に作動することを申請者の品質記録により確認する。

○組立施設、その他の加工施設

1. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設計の変更が生じた構築物等について、設工認申請書に従って行われ、

下記の性能の技術基準に適合していることを、申請者の品質記録により確認する。（既設建物の検査に対する適合性確認を含む。）

- ・核燃料物質の臨界防止（第3条第2項）
- ・火災等による損傷の防止（第4条第1項及び第3項）
- ・安全機能を有する施設の地盤（第5条）
- ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
- ・津波による損傷の防止（第7条）
- ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項及び第2項）
- ・加工施設への人の不法な侵入等の防止（第9条）
- ・加工施設内における溢水による損傷の防止（第10条）
- ・遮蔽（第13条第1項及び第2項）
- ・安全機能を有する施設（第16条第2項）
- ・警報設備等（第18条第1項）
- ・安全避難通路等（第19条）
- ・非常用電源設備（第23条第1項及び第2項）
- ・通信連絡設備（第24条第1項）

V 判定基準

○組立施設（工場棟組立工場）

1. 材料検査

【3-a. 壁新設補強】

①鉄筋は SD295A (■) 、SD345 (■) 又は SD390 (■) が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 295N/mm^2 以上 (SD295A) 、 345N/mm^2 以上 (SD345) 又は 390N/mm^2 以上 (SD390) であること。

②杭は ■ が使用されており、杭長さが ■m、杭径寸法が ■mm のものであること。

③塗料が ■ かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。

④鉄扉鋼板、シャッタレール部は ■、シャッタスラット部は ■ 及びダンパ部は ■ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は鉄扉鋼板、シャッタレール部 (■) が 245N/mm^2 以上、シャッタスラット部 (■ (申請者管理値)) が、 235N/mm^2 以上、ダンパ部 (■ (申請者管理値)) は 205N/mm^2 以上であること。

⑤コンクリートの強度が 27.0N/mm^2 以上であること。

⑥耐火シールの材質が国土交通大臣の認定を受けた耐火シールで施工されていること。

【3-b. 壁増打ち補強】

①鉄筋及びアンカーは SD295A が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 295N/mm^2 以上 (SD295A) であること。

- ②塗料が [REDACTED] かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。
- ③コンクリートの強度が 27.0N/mm²以上であること。

【3-c. バットレス新設補強】

- ①鉄筋及びアンカーは SD295A ([REDACTED]) 又は SD345 (アンカー [REDACTED]) が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 295N/mm²以上 (SD295A) 又は 345N/mm²以上 (SD345) であること。
- ②コンクリートの強度が 27.0N/mm²以上であること。

【3-d. スラブ新設補強】

- ①鉄筋及びアンカーは SD295A が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 295N/mm²以上 (SD295A) であること。
- ②コンクリートの強度が 27.0N/mm²以上であること。

【3-e. 屋根面鉄骨補強】

鉄骨は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 325N/mm²以上 ([REDACTED]) 又は 245N/mm²以上 ([REDACTED]) であること。

【3-f. 鉄扉及びシャッタ補強】

- ①鉄扉補強材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm²以上 ([REDACTED]) であること。
- ②シャッタ補強材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm²以上であること。

【3-g. 外壁更新】

- ①サイディングは [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 205N/mm²以上であること。
- ②外壁下地材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm²以上であること。

【3-h. 折板張替え補強】

折板は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 205N/mm²以上であること。

【3-i. 独立遮蔽壁固縛補強】

補強材は [REDACTED] が使用されており、強度（破断荷重）が 41.7KN 以上 (JIS G 3550 (申請者管理値)) であること。

2. 寸法検査

【3-a. 壁新設補強】

- ①鉄筋の径寸法が [REDACTED] であること。
- ②杭の外径寸法（杭径）が [REDACTED] mm (JIS A5372) であること。
- ③鉄扉鋼板の厚み寸法が [REDACTED] mm (JIS G3193 (申請者管理値))、シャッタスラット部及びダンパの厚み寸法が [REDACTED] mm (JIS G3301 (申請者管理値))、シャッタレール部の断面寸法が [REDACTED] (等辺山形鋼 JIS G 3192) であること。

【3-b. 壁増打ち補強】

- ①鉄筋及びアンカーの径寸法が [REDACTED] (JIS G3112) であること。
- ②型枠内の寸法が [REDACTED] mm 以上であること。

【3-c. バットレス新設補強】

- ①鉄筋及びアンカーの径寸法が [REDACTED] (JIS G3112) であること。
- ②型枠内の寸法が [REDACTED] mm 以上であること。

【3-d. スラブ新設補強】

- ①鉄筋及びアンカーの径寸法が [REDACTED] (JIS G3112) であること。
- ②型枠内の寸法が [REDACTED] mm 以上であること。

【3-e. 屋根面鉄骨補強】

鉄骨の断面寸法が設工認申請書のとおりであること。(表付建-2-1 参照)

【3-f. 鉄扉及びシャッタ補強】

鉄扉補強材の断面寸法が [REDACTED] (申請者管理値))、角棒 [REDACTED] (申請者管理値 (JIS G3191 準用)) であり、シャッタ補強材の断面寸法が約 [REDACTED] mm (JIS H4100 (申請者管理値)) であること。

【3-g. 外壁更新】

- ①サイディングの厚み寸法が [REDACTED] mm (JIS G3322) であり、耐火被覆材の厚み寸法が [REDACTED] であること。
- ②外壁下地材の断面寸法が [REDACTED] mm (JIS G3192) であること。

【3-h. 折板張替え補強】

折板の厚み寸法が [REDACTED] mm (JIS G3322) であること。

【3-i. 独立遮蔽壁固縛補強】

補強材の断面寸法が [REDACTED] mm (JIS G3550 (申請者管理値)) であること。

3. 着底検査

【3-a. 壁新設補強】

打設した杭の杭頭の GL からの深さと杭の長さの合計が支持層レベル [REDACTED] m以上であること。

4. 配置検査

【3-a. 壁新設補強】

- ①杭の配置が設工認申請書のとおりであること。
- ②貫通部の配置が設工認申請書のとおりであること。

【3-g. 外壁更新】

サイディングの配置が設工認申請書のとおりであること。

5. 据付検査

【3-e. 屋根面鉄骨補強】

鉄骨の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【3-f. 鉄扉及びシャッタ補強】

鉄扉補強材及びシャッタ補強材の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【3-g. 外壁更新】

サイディングに耐火被覆材が設工認申請書のとおり施工されていること。

【3-h. 折板張替え補強】

折板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【3-i. 独立遮蔽壁固縛補強】

補強材の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

6. 外観検査

【3-a. 壁新設補強】

新設した壁、鉄扉、シャッタ及びダンパ表面に有害な傷及び変形がないこと。

【3-b. 壁増打ち補強】

増打ちした壁表面に有害な傷及び変形がないこと。

【3-c. バットレス新設補強】

新設したバットレス表面に有害な傷及び変形がないこと。

【3-d. スラブ新設補強】

新設したスラブ表面に有害な傷及び変形がないこと。

【3-e. 屋根面鉄骨補強】

鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。

【3-f. 鉄扉及びシャッタ補強】

①鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。

②シャッタ及びシャッタ補強材に有害な傷及び変形がないこと。

【3-g. 外壁更新】

サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないこと。

【3-h. 折板張替え補強】

折板に有害な傷及び変形がないこと。

【3-i. 独立遮蔽壁固縛補強】

補強材及び独立遮蔽壁に有害な傷及び変形がないこと。

○その他の加工施設（非常用照明、誘導灯、安全避難通路、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器）

1. 員数検査

【非常用照明、誘導灯、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】

設備、機器の員数が以下のとおりであること。

- ・非常用照明 : ■台
- ・誘導灯：避難口誘導灯■個、通路誘導灯■個
- ・非常ベル設備 : ■個
- ・放送設備（スピーカ） : ■台
- ・通信連絡設備（電話設備）：有線式■台、無線式■台
- ・火災感知設備及びそれに連動する警報設備：
　　煙感知器■個、熱感知器■個、空気管式感知器■基
　　発信機（P型）■個、警報設備（ベル）■個
- ・消火器：
　　粉末消火器10型■本、金属用消火器■本
　　二酸化炭素消火器7型■本

2. 配置検査

【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備

(電話設備)、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】
設備、機器の配置が設工認申請書のとおりであること。

3. 系統検査

【非常用照明、誘導灯】

非常用照明及び誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。

4. 据付検査

【非常用照明、誘導灯、非常ベル設備、放送設備、火災感知設備及びそれに連動する警報設備】

設備、機器が設工認申請書に記載のとおり据付られていること。

5. 外観検査

【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備)、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】

設備、機器に有害な傷及び変形がないこと。

6. 作動検査

【非常用照明、誘導灯】

非常用電源のブレーカを解放後、■秒以上バッテリにより点灯していること。

【非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)】

正常に作動すること。

【火災感知設備及びそれに連動する警報設備】

- ①自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
- ②自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。
- ③自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。

○組立施設、その他の加工施設

1. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。

- ・核燃料物質の臨界防止(第3条第2項)
- ・火災等による損傷の防止(第4条第1項及び第3項)
- ・安全機能を有する施設の地盤(第5条)
- ・地震による損傷の防止(第6条第1項)
- ・津波による損傷の防止(第7条)
- ・外部からの衝撃による損傷の防止(第8条第1項及び第2項)

- ・加工施設への人の不法な侵入等の防止（第9条）
- ・加工施設内における溢水による損傷の防止（第10条）
- ・遮蔽（第13条第1項及び第2項）
- ・安全機能を有する施設（第16条第2項）
- ・警報設備等（第18条第1項）
- ・安全避難通路等（第19条）
- ・非常用電源設備（第23条第1項及び第2項）
- ・通信連絡設備（第24条第1項）

VI その他

本検査は、第7次設工認申請書に記載されている加工施設の性能検査をもって終了とする。

VII 添付資料

添付資料-1 立会区分表

添付資料-2 関連図書

- 1/46 : 表建-1-1 工場棟組立工場 仕様表(1/14)
- 2/46 : 表建-1-1 工場棟組立工場 仕様表(2/14)
- 3/46 : 表建-1-1 工場棟組立工場 仕様表(3/14)
- 4/46 : 表建-1-1 工場棟組立工場 仕様表(4/14)
- 5/46 : 表建-1-1 工場棟組立工場 仕様表(5/14)
- 6/46 : 表建-1-1 工場棟組立工場 仕様表(6/14)
- 7/46 : 表建-1-1 工場棟組立工場 仕様表(7/14)
- 8/46 : 表建-1-1 工場棟組立工場 仕様表(8/14)
- 9/46 : 表建-1-1 工場棟組立工場 仕様表(9/14)
- 10/46 : 表建-1-1 工場棟組立工場 仕様表(10/14)
- 11/46 : 表建-1-1 工場棟組立工場 仕様表(11/14)
- 12/46 : 表建-1-1 工場棟組立工場 仕様表(12/14)
- 13/46 : 表建-1-1 工場棟組立工場 仕様表(13/14)
- 14/46 : 表建-1-1 工場棟組立工場 仕様表(14/14)
- 15/46 : 表建-1-2 工場棟組立工場内独立遮蔽壁 仕様表(1/2)
- 16/46 : 表建-1-2 工場棟組立工場内独立遮蔽壁 仕様表(2/2)
- 17/46 : 表建-2-1 工場棟組立工場 主要な構造材の仕様表(1/3)
- 18/46 : 表建-2-1 工場棟組立工場 主要な構造材の仕様表(2/3)
- 19/46 : 表建-2-1 工場棟組立工場 主要な構造材の仕様表(3/3)
- 20/46 : 表建-2-2 独立遮蔽壁（工場棟組立工場燃料集合体貯蔵室内）主要な構造材の仕様表
- 21/46 : 図建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階)
- 22/46 : 図建-7 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(2階)
- 23/46 : 図建-8 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(3階)
- 24/46 : 図建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階)
- 25/46 : 図建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表
- 26/46 : 図建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図
- 27/46 : 図建-1 工場棟 組立工場 建物平面図
- 28/46 : 図建-2 工場棟 組立工場 建物立面図
- 29/46 : 図建-4 工場棟 組立工場 杭及び基礎伏図

- 30/46 : 図**建**-5 工場棟 組立工場 中間梁伏図 (FL+6.5m 付近)
- 31/46 : 図**建**-6 工場棟 組立工場 前室屋根梁伏図
- 32/46 : 図**建**-7 工場棟 組立工場 屋根梁伏図
- 33/46 : 図**建**-8 工場棟 組立工場 F 通り軸組図
- 34/46 : 図**建**-9 工場棟 組立工場 L 通り軸組図
- 35/46 : 図**建**-10 工場棟 組立工場 4、9 通り軸組図
- 36/46 : 図**建**-11 工場棟 組立工場 14a 通り軸組図
- 37/46 : 図**建**-12 工場棟 組立工場 補強詳細図
- 38/46 : 図**建**-13 工場棟 組立工場 前室 L、K 通り軸組図
- 39/46 : 図**建**-14 工場棟 組立工場 独立遮蔽壁
- 40/46 : 図**建**-15 工場棟 組立工場 屋根面鉄骨補強及び折板張替え補強概略図
- 41/46 : 図**リ建**-7 工場棟 組立工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
- 42/46 : 図**リ建**-18 工場棟 組立工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
- 43/46 : 図**リ建**-29 工場棟 組立工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(1/2)
- 44/46 : 図**リ建**-30 工場棟 組立工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(2/2)
- 45/46 : 図**リ建**-42 工場棟 組立工場 消火設備 消火器
- 46/46 : 図**リ電建**-5 非常用照明・誘導灯(成型工場、組立工場、容器管理棟) 非常用ディーゼル発電機負荷系統図

添付資料-3 使用前検査成績書様式

立会区分表(1/2)

施設名	機器等の名称	重要度による区分			立会区分			備考
		安重区分	耐震重要度分類	寸法	着底	配置	据付	
組立施設 工場棟 組立工場	3-a. 壁新設補強			B	A/B			A/B : 拠取立会検査 B : 記録検査 [記号説明]
	3-b. 壁増打ち補強					—		
	3-c. バットレス新設補強					—		
	3-d. スラブ新設補強					—		
	3-e. 屋根面鉄骨補強	非安重	第1類	B	B	—		
	3-f. 鉄扉及びシャッタ補強					—	A/B	
	3-g. 外壁更新					—	A/B	
	3-h. 折板張替え補強					—		
	3-i. 独立遮蔽壁固縛補強					—		

*設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

立会区分表(2/2)

施設名	機器等の名称	重要度による区分		立会区分				備考		
		安重区分	耐震重要度分類	員数	配置	系統	据付	外観	作動	*設計変更の検査
非常用設備 緊急対策設備(1) その他の加工施設(工場棟組立工場)	非常用照明 誘導灯	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B : 拠取立会検査 B : 記録検査
	安全避難通路	—	—	—	—	—	—	—	—	
	非常ベル設備	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	B
	放送設備	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	
非常用設備 非常用通報設備	通信連絡設備 (電話設備)	—	—	—	—	—	—	—	—	
非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれ に連動する警報設備	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	B
非常用設備 消防設備	屋外消火栓 消火器	—	—	—	—	—	—	—	—	
		A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	B

*設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

添付資料-2(1/46)

表本建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (1/14)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 17110111 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{841}建物 工場棟 組立工場 {890,891}非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890,892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890,893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894,895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894,898}非常用設備 消火設備 消火器 {899,900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899,901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902,903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902,904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902,905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1) 参照
機器名		工場棟組立工場 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路
変更内容	改造 1.建物の改造工事 1-1.耐震性能向上のために以下の補強を行う • 壁新設補強 工場棟組立工場と工場棟成型工場の境界壁に新たに杭を設置し、鉄筋コンクリート型の壁及び鉄扉、シャッタ、及びダンバを新設する • 壁増打ち補強 工場棟組立工場本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする • バットレス新設補強 工場棟組立工場本体の外壁の柱に鉄筋コンクリートを増打ちし、バットレスを新設する • スラブ新設補強 工場棟組立工場本体の外壁面に鉄筋コンクリート製のスラブを新設する • 屋根面鉄骨補強 工場棟組立工場本体及び前室の屋根部の鉄骨トラスに新たな鉄骨を追設する 1-2.耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う • 鉄扉及びシャッタ補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッタの損傷防止のために工場棟組立工場本体及び前室の既存鉄扉及び既存シャッタを鋼材及びシャッタ補強バーにより補強する • 外壁更新 F1 竜巻荷重に対し、工場棟組立工場前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する • 折板張替え補強 F1 竜巻荷重に対し、工場棟組立工場本体及び前室の屋根の損傷防止のために既存折板を撤去し、新たな折板に張替える	

表示建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (2/14)

変更内容		改造
		<p>2.非常用設備の変更</p> <p>2-1.非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-2.非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る ・消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る <p>2-3.非常用設備の復旧、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-4.非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
員数		1式
一般仕様	型式	
	主要な構造材	
	寸法 (単位:m)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態		-

表示建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (3/14)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>火災等による損傷の防止</p>	
-------------------	--------------------------------------	--

添付資料-2(4/46)

表示建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (4/14)

技術基準に基づく設計 (注)	火災等による損傷の防止	
-------------------	-------------	--

表ホ建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (5/14)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設の地盤	
	地震による損傷の防止	

添付資料-2 (6/46)

表示建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (6/14)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	
	津波による損傷の防止	

添付資料-2(7/46)

表ホ建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (7/14)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	
-------------------	-----------------	--

添付資料-2(8/46)

表ホ建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (8/14)

技術基準に基づく設計（注）	外部からの衝撃による損傷の防止	
---------------	-----------------	--

添付資料-2(9/46)

表ホ建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (9/14)

技術基準に基づく設計（注）	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	
	溢水による損傷の防止	
	材料及び構造	

添付資料-2(10/46)

表示建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (10/14)

技術基準に基づく設計 (注)	閉じ込めの機能	
	遮蔽	
	換気	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	安全機能を有する施設	
	搬送設備	
	警報設備等	
	安全避難通路等	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	廃棄施設	
	放射線管理施設	

添付資料-2(11/46)

表示建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (11/14)

技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	
---------------	---------	--

表ホ建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (12/14)

技術基準に基づく設計 (注)	通信連絡設備
	その他事業許可で求める仕様

添付資料-2(13/46)

表付建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (13/14)

添付図	<p>図イ建-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-1 (1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-1 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階) 図イ建-1-1 (3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階) 図イ建-1-1 (4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階) 図イ建-1-2 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(2) 図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階) 図イ建-3 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(2階) 図イ建-4 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(3階) 図イ建-5 (1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階) 図イ建-5 (2/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(2階) 図イ建-5 (3/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(3階) 図イ建-5-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント構造図 図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階) 図イ建-7 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(2階) 図イ建-8 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(3階) 図イ建-8-1 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2) 図イ建-8-1 (3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3) 図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-8-2 (2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2) 図イ建-8-2 (4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4) 図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5) 図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7) 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竪巻防護ライン(1階) 図イ建-10 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竪巻防護ライン(2階) 図イ建-11 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竪巻防護ライン(3階) 図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竪巻防護ライン(屋根部) 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図 図ホ建-1 工場棟 組立工場 建物平面図 図ホ建-2 工場棟 組立工場 建物立面図 図ホ建-3 工場棟 組立工場 建物断面図(X-X、Y-Y、Z-Z断面) 図ホ建-4 工場棟 組立工場 桁及び基礎伏図 図ホ建-5 工場棟 組立工場 中間梁伏図(FL+6.5m付近) 図ホ建-6 工場棟 組立工場 前室屋根梁伏図 図ホ建-7 工場棟 組立工場 屋根梁伏図 図ホ建-8 工場棟 組立工場 F通り軸組図 図ホ建-9 工場棟 組立工場 L通り軸組図 図ホ建-10 工場棟 組立工場 4、9通り軸組図 図ホ建-11 工場棟 組立工場 14a通り軸組図 図ホ建-12 工場棟 組立工場 補強詳細図 図ホ建-13 工場棟 組立工場 前室 L、K通り軸組図 図ホ建-15 工場棟 組立工場 屋根面鉄骨補強及び折板張替え補強概略図 図ホ建-16 工場棟 組立工場 14a通り、14通り、15通り、断面概略図 図ホ建-17 工場棟 組立工場 14a-15通り建物平面図 図ホ遮-1 工場棟 組立工場 遮蔽関係図(建物平面) 図リ建-7 工場棟 組立工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 </p>
-----	---

添付資料-2(14/46)

表示建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (14/14)

添付図	図リ建-18 工場棟 組立工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備） 図リ建-29 工場棟 組立工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (1/2) 図リ建-30 工場棟 組立工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (2/2) 図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-42 工場棟 組立工場 消火設備 消火器 図リ建-47 緊急対策設備 (3) 溢水防護区画 (1/3) 図リ電建-5 非常用照明・誘導灯（成型工場、組立工場、容器管理棟） 非常用ディーゼル発電機負荷系統図
-----	--

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表ホ建-1-2 工場棟組立工場内独立遮蔽壁 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号（日付） 設備・機器名称
設置場所	
機器名	
変更内容	
頁数	
一般 仕様	型式
	主要な構造材
	寸法（単位：mm）
	その他の構成機器
	その他の性能
	取扱う核燃料物質の状態
技術 基準 に基づく 設計 (注)	核燃料物質の臨界防止
	火災等による損傷の防止
	安全機能を有する施設の地盤
	地震による損傷の防止
	津波による損傷の防止
	外部からの衝撃による損傷の防止
	人の不法な侵入等の防止
	溢水による損傷の防止
	材料及び構造
	閉じ込めの機能
	遮蔽

表ホ建-1-2 工場棟組立工場内独立遮蔽壁 仕様表 (2/2)

換気	
核燃料物質等による汚染の防止	
安全機能を有する施設	
搬送設備	
警報設備等	
安全避難通路等	
核燃料物質の貯蔵施設	
廃棄施設	
放射線管理施設	
非常用電源設備	
通信連絡設備	
その他事業許可で求める仕様	
添付図	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 []内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

添付資料-2(17/46)

表ホ建-2-1 工場棟組立工場 主要な構造材の仕様表(1/3)

建物の種類	主要な構造材

添付資料-2(18/46)

表ホ建-2-1 工場棟組立工場 主要な構造材の仕様表(2/3)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様（工事番号及び工事名称）	対象図面
耐震性能 向上		<p>(1) 本体 3-a. 図ホ建-1~2、4 ~5、11 3-b. 図ホ建-4、8~10、 12 3-c. 図ホ建-4~5、7 ~8、10、12 3-d. 図ホ建-4~5、8 ~9、12~13</p> <p>(2) 本体及び前室 図イ建-1-1(1/4)~(4/4) 3-e. 図ホ建-6~10、15 (参考) 添付説明書-建 2-IV</p>
耐竜巻 性能向上		<p>(1) 本体及び前室 3-f. 図イ建-9、12~13 図ホ建-1~2 3-h. 図ホ建-2、6(前室) ~7(本体)、15</p> <p>(2) 前室 3-g. 図ホ建-1~2、4、 13 (参考) 図イ建-1-1(1/4)、(3/4) ~(4/4) 添付説明書-建 3-IV</p>

表亦建-2-1 工場棟組立工場 主要な構造材の仕様表(3/3)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
3-a. 壁新設補強	新設		
3-b. 壁増打ち補強	新設		
3-c. パットレス新設補強	新設		
3-d. スラブ新設補強	新設		
3-e. 屋根面鉄骨補強	新設 既設		
3-f. 鉄扉及びシャッタ補強	新設		
3-g. 外壁更新 (前室)	新設 既設		
3-h. 折板張替え補強	新設		

添付資料-2(20/46)

表示建-2-2 独立遮蔽壁(工場棟組立工場燃料集合体貯蔵室内) 主要な構造材の仕様表

構築物の種類	
主要な構造材	

(参考)

添付説明書一建 2 X

添付説明書一建 3 X

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能 向上		
耐竜巻 性能向上		

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
3. i. 独立遮蔽壁固縛補強	新設	ワイヤロープ	

(参考)

添付説明書一建 2 X

添付説明書一建 3 X

添付資料-2 (21/46)

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域（1階）
図 番	図1建-6 —

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域（2階）
図 番	図1建-7 —

添付資料-2(23/46)

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(3階)
圖 番	図 八 建-8

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び卷防護ライン(1階)
図 番	図イ建-9

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表	
図 番	図 ノ 建 — 12	—

添付資料-2(26/46)

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 射線屏蔽、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図
図 番	図イ建-13

添付資料-2(27/46)

名 称	工場棟 組立工場 建物平面図	
図 番	図示建-1	工場棟 組立工場

名 称	工場棟 組立工場 建物立面図	工場棟 組立工場
図 番	図示建-2	

添付資料-2 (29/46)

名 称	工場棟 組立工場 杭及び基礎伏図	工場棟 組立工場
圖 番	図水建-4	

添付資料-2(30/46)

名 称	工場棟 組立工場 中間架伏図 (FL+6.5m付近)
圖 番	図本建-5 工場棟 組立工場

添付資料-2(31/46)

名 称	工場棟組立工場 前室屋根梁伏圖	工場棟 組立工場
圖 番	圖水建-6	

名 称	工場棟 組立工場 屋根梁伏図	工場棟 組立工場
図 番	図本達-7	

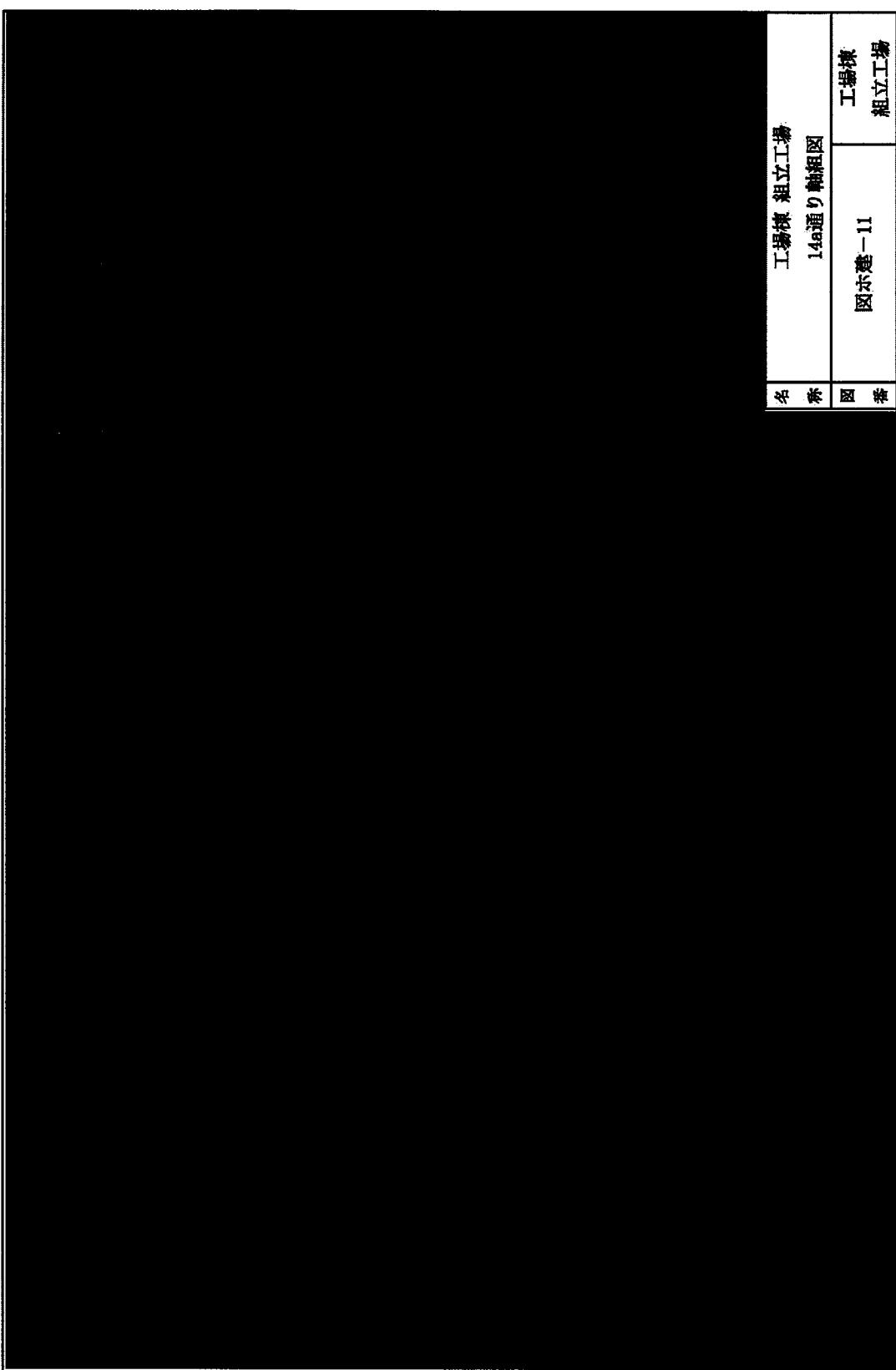
添付資料-2(33/46)

名 称	工場棟組立工場 P通り軸組図	工場棟 組立工場
圖 番	図木建-8	

名 称	工場棟 組立工場 L通り軸組図	工場棟 組立工場
図 番	図本建-9	

名 称	工場棟 組立工場 4、9通り軸組図
図 番	図示建-10 工場棟 組立工場

添付資料-2(36/46)



添付資料-2(37/46)

名 称	工場棟 組立工場 補強詳細図	工場棟 組立工場
圖 番	図示題-12	

添付資料-2(38/46)

名 称	工場棟 組立工場 前室L、K通り軸組図
図 番	図木建-13 工場棟 組立工場

添付資料-2 (39/46)

名 称	工場棟 組立工場 獨立遮蔽壁	工場棟 組立工場
図 番	國赤建-14	

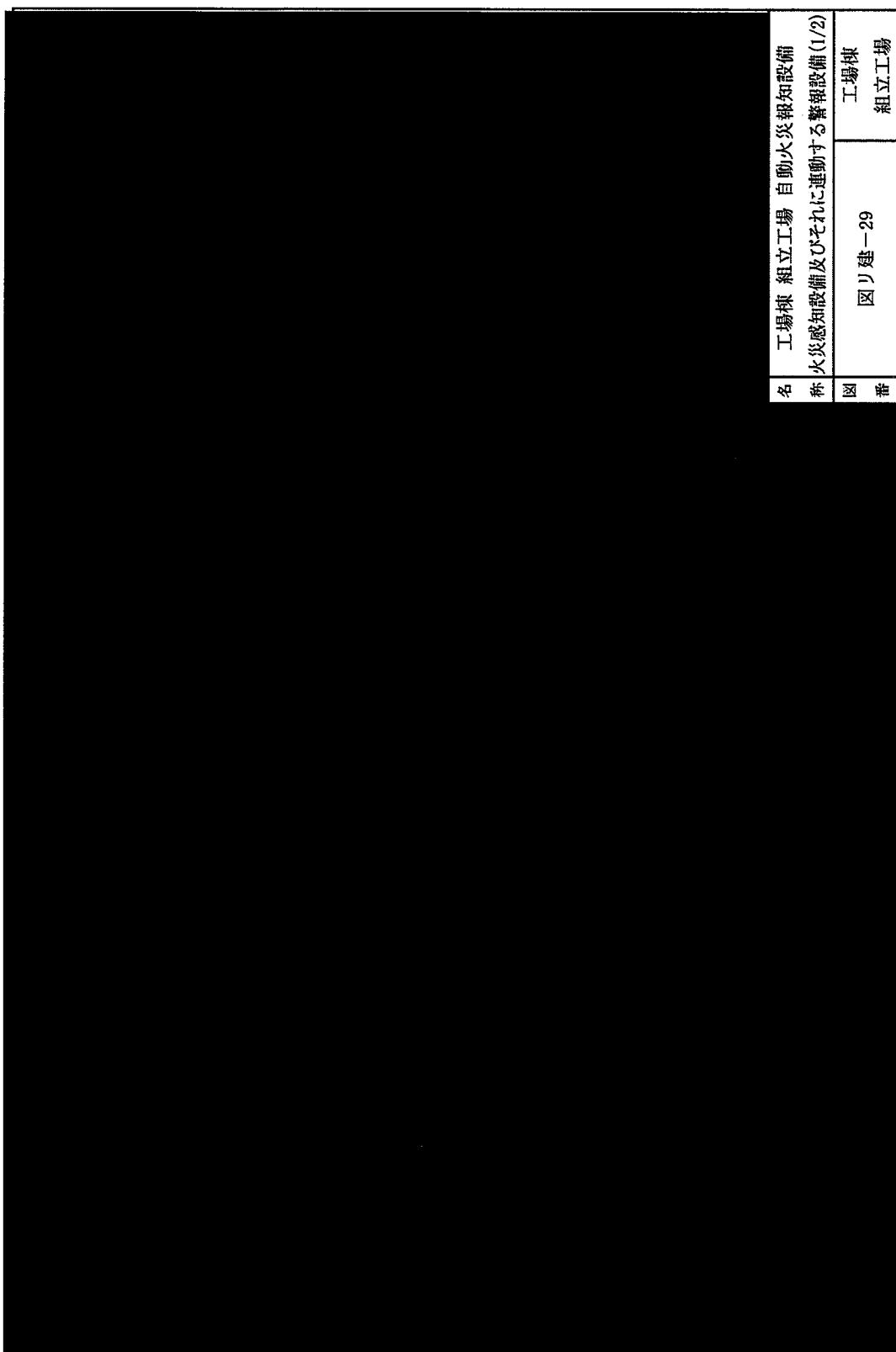
名 称	工場棟 組立工場 屋根面鋼骨補強及び折板取替え補強概略図
図 番	図示建-15

添付資料-2(41/46)

名 称	工場棟 組立工場 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図 番	工場棟 組立工場 図リ建-7

名 称	工場棟 組立工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
図 番	図り建-18 工場棟 組立工場

添付資料-2(43/46)



添付資料-2(44/46)

名 称	工場棟 組立工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(2/2)	
図 番	図り建-30	工場棟 組立工場

添付資料-2(45/46)

名 称	工場棟組立工場 消火設備 消火器
図 番	図リ建-42 工場棟 組立工場

名 称	非常用照明・誘導灯（成型工場、組立工場、容器管理室） 非常用ディーゼル発電機負荷系統図	
圖 番	図リ電建-5	工場棟 成型工場他

添付資料-3

原規規発第 2207054 号

三 菱 原 子 燃 料 株 式 会 社
使 用 前 檢 查 成 績 書
(その 4 - 5)

[組立施設]

[その他の加工施設]

原子力規制委員会

使　用　前　検　査　成　績　書			
申請者及び事業所名	三菱原子燃料株式会社		
検　查　範　囲	組立施設 工場棟組立工場 その他の加工施設（工場棟組立工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明 誘導灯 安全避難通路 非常用通報設備 非常ベル設備 放送設備 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 屋外消火栓* 消火器 <small>*工場棟組立工場の屋外消火栓に係る検査は、工場棟転換工場に係る検査（使用前検査実施要領書（その4-3））の中で実施する。</small>		
検　查　場　所	三菱原子燃料株式会社 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1		
申請年月日及び 申請番号	平成30年7月4日 三原燃第18-0394号		
検　查　項　目	検　查　年　月　日	結　果	摘要
別紙-2のとおり	別紙-1のとおり	別紙-2のとおり	別紙-2のとおり
原　子　力　検　査　官	別紙-1のとおり		
検　查　立　会　責　任　者 (　役　職　名　)	別紙-1のとおり		
備　考			

別紙—1

検査年月日	原子力検査官	検査立会責任者 (役職名)	特記事項
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

組立施設（工場棟組立工場）			
検査項目	検査年月日	結果	摘要
材料検査	年月日		別紙-3、4 のとおり
寸法検査	年月日		別紙-5、6 のとおり
着底検査	年月日		別紙-7、8 のとおり
配置検査	年月日		別紙-9、10 のとおり
据付検査	年月日		別紙-11、12 のとおり
外観検査	年月日		別紙-13、14 のとおり
設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認の検査	年月日		別紙-27、28 のとおり

その他の加工施設（工場棟組立工場）

(非常用照明、誘導灯、安全避難通路、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓、消火器)

検査項目	検査年月日	結果	摘要
員数検査	年月日		別紙-15、16 のとおり
配置検査	年月日		別紙-17、18 のとおり
系統検査	年月日		別紙-19、20 のとおり
据付検査	年月日		別紙-21、22 のとおり
外観検査	年月日		別紙-23、24 のとおり
作動検査	年月日		別紙-25、26 のとおり
設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認の検査	年月日		別紙-27、28 のとおり

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：材料検査

検査範囲 及び対象機器	組立施設 工場棟組立工場 <input type="checkbox"/> 3-a. 壁新設補強 <input type="checkbox"/> 3-b. 壁増打ち補強 <input type="checkbox"/> 3-c. バットレス新設補強 <input type="checkbox"/> 3-d. スラブ新設補強 <input type="checkbox"/> 3-e. 屋根面鉄骨補強 <input type="checkbox"/> 3-f. 鉄扉及びシャッタ補強 <input type="checkbox"/> 3-g. 外壁更新 <input type="checkbox"/> 3-h. 折板張替え補強 <input type="checkbox"/> 3-i. 独立遮蔽壁固縛補強 検査対象（□内にレ点を入れる）		
	確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

材 料 檢 查 記 錄

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	組立施設 工場棟組立工場		
判 定 基 準	結 果	検査方法	
【3-a. 壁新設補強】 ① 鉄筋は SD295A (■)、SD345 (■) 又は SD390 (■) が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 295N/mm ² 以上 (SD295A)、345N/mm ² 以上 (SD345) 又は 390N/mm ² 以上 (SD390) であること。 ② 杭は JIS A5372 に定める外殻鋼管付きコンクリート杭が使用されており、杭長さが ■、杭径寸法が ■ のものであること。 ③ 塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。 ④ 鉄扉鋼板、シャッターレール部は ■、シャッタースラット部は ■ 及びダンパ部は ■ が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は鉄扉鋼板、シャッターレール部(SS400)が 245N/mm ² 以上、シャッタースラット部(■ (申請者管理値))が、235N/mm ² 以上、ダンパ部(■ (申請者管理値))は 205N/mm ² 以上であること。 ⑤ コンクリートの強度が 27.0N/mm ² 以上であること。 ⑥ 耐火シールの材質が国土交通大臣の認定を受けた耐火シールで施工されていること。			
【3-b. 壁増打ち補強】 ① 鉄筋及びアンカーは SD295A が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 295N/mm ² 以上 (SD295A) であること。 ② 塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。 ③ コンクリートの強度が 27.0N/mm ² 以上であること。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-30に示す。			

材 料 檢 査 記 錄

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	組立施設 工場棟組立工場		
判 定 基 準	結 果	検査方法	
【3-c. バットレス新設補強】 ① 鉄筋及びアンカーは SD295A ([REDACTED]) 又は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 295N/mm ² 以上 (SD295A) 又は 345N/mm ² 以上 (SD345) であること。 ② コンクリートの強度が 27.0N/mm ² 以上であること。			
【3-d. スラブ新設補強】 ① 鉄筋及びアンカーは SD295A が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 295N/mm ² 以上 (SD295A) であること。 ② コンクリートの強度が 27.0N/mm ² 以上であること。			
【3-e. 屋根面鉄骨補強】 鉄骨は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 325N/mm ² 以上 ([REDACTED]) 又は 245N/mm ² 以上 ([REDACTED]) であること。			
【3-f. 鉄扉及びシャッタ補強】 ① 鉄扉補強材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm ² 以上 ([REDACTED]) であること。 ② シャッタ補強材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm ² 以上であること。			
備 考 :	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-30に示す。		

材 料 檢 查 記 錄

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	組立施設 工場棟組立工場		
判 定 基 準	結 果	検査方法	
【3-g. 外壁更新】 ① サイディングは [] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 205N/mm ² 以上であること。 ② 外壁下地材は [] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm ² 以上であること。			
【3-h. 折板張替え補強】 折板は [] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 205N/mm ² 以上であること。			
【3-i. 独立遮蔽壁固縛補強】 補強材は [] が使用されており、強度（破断荷重）が [] (申請者管理値) であること。			
備 考 :	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-30に示す。		

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：寸法検査

検査範囲 及び対象機器	組立施設 工場棟組立工場 <input type="checkbox"/> 3-a. 壁新設補強 <input type="checkbox"/> 3-b. 壁増打ち補強 <input type="checkbox"/> 3-c. バットレス新設補強 <input type="checkbox"/> 3-d. スラブ新設補強 <input type="checkbox"/> 3-e. 屋根面鉄骨補強 <input type="checkbox"/> 3-f. 鉄扉及びシャッタ補強 <input type="checkbox"/> 3-g. 外壁更新 <input type="checkbox"/> 3-h. 折板張替え補強 <input type="checkbox"/> 3-i. 独立遮蔽壁固縛補強	検査対象（□内にレ点を入れる）	
	確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
備考：	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－30に示す。		

寸法検査記録

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	組立施設 工場棟組立工場		
判定基準	結果	検査方法	
【3-a. 壁新設補強】 ① 鉄筋の径寸法が [REDACTED] (JIS G3112) であること。 ② 杭の外径寸法（杭径）が [REDACTED] mm (JIS A5372) であること。 ③ 鉄扉鋼板の厚み寸法が [REDACTED] mm (JIS G3193 (申請者管理値))、シャッタースラット部及びダンパの厚み寸法が [REDACTED] mm (JIS G3301 (申請者管理値))、シャッターレール部の断面寸法が [REDACTED] (等辺山形鋼 JIS G 3192) であること。			
【3-b. 壁増打ち補強】 ① 鉄筋及びアンカーの径寸法が [REDACTED] (JIS G3112) であること。 ② 型枠内の寸法が [REDACTED] mm 以上であること。			
【3-c. バットレス新設補強】 ① 鉄筋及びアンカーの径寸法が [REDACTED] (JIS G3112) であること。 ② 型枠内の寸法が [REDACTED] mm 以上であること。			
【3-d. スラブ新設補強】 ① 鉄筋及びアンカーの径寸法が [REDACTED] (JIS G3112) であること。 ② 型枠内の寸法が [REDACTED] mm 以上であること。			
【3-e. 屋根面鉄骨補強】 鉄骨の断面寸法が設工認申請書のとおりであること。（表ホ建-2-1 参照）			
備考：	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-30に示す。		

寸法検査記録

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	組立施設 工場棟組立工場		
判定基準	結果	検査方法	
【3-f. 鉄扉及びシャッタ補強】 鉄扉補強材の断面寸法が [REDACTED] mm (JIS G3194 (申請者管理値))、角棒 [REDACTED] (申請者管理値 (JIS G3191 準用)) であり、シャッタ補強材の断面寸法が約 [REDACTED] (申請者管理値) であること。			
【3-g. 外壁更新】 ① サイディングの厚み寸法が [REDACTED] で あり、耐火被覆材の厚み寸法が [REDACTED] であること。 ② 外壁下地材の断面寸法が [REDACTED] mm (JIS G3192) であること。			
【3-h. 折板張替え補強】 折板の厚み寸法が [REDACTED] であること。			
【3-i. 独立遮蔽壁固縛補強】 補強材の断面寸法が [REDACTED] (申請者管理値)) であること。			
備考：	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-30に示す。		

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：着底検査

検査範囲 及び対象機器	組立施設 工場棟組立工場 3-a. 壁新設補強		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

着底検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	組立施設 工場棟組立工場		
判定基準	結果	検査方法	
【3-a. 壁新設補強】 打設した杭の杭頭の GL からの深さと杭の長さの合計が支持層レベル █ m以上であること。			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-30に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：配置検査

検査範囲 及び対象機器	組立施設 工場棟組立工場 <input type="checkbox"/> 3-a. 壁新設補強 <input type="checkbox"/> 3-g. 外壁更新 検査対象（□内にレ点を入れる）		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

配 置 檢 查 記 錄

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	組立施設 工場棟組立工場		
判 定 基 準	結 果	検査方法	
【3-a. 壁新設補強】 ① 杭の配置が設工認申請書のとおりであること。 ② 貫通部の配置が設工認申請書のとおりであること。			
【3-g. 外壁更新】 サイディングの配置が設工認申請書のとおりであること。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-30に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：据付検査

検査範囲 及び対象機器	組立施設 工場棟組立工場 <input type="checkbox"/> 3-e. 屋根面鉄骨補強 <input type="checkbox"/> 3-f. 鉄扉及びシャッタ補強 <input type="checkbox"/> 3-g. 外壁更新 <input type="checkbox"/> 3-h. 折板張替え補強 <input type="checkbox"/> 3-i. 独立遮蔽壁固縛補強 検査対象（□内にレ点を入れる）		
	確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

据付検査記録

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	組立施設 工場棟組立工場		
判定基準	結果	検査方法	
【3-e. 屋根面鉄骨補強】 鉄骨の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【3-f. 鉄扉及びシャッタ補強】 鉄扉補強材及びシャッタ補強材の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【3-g. 外壁更新】 サイディングに耐火被覆材が設工認申請書のとおり施工されていること。			
【3-h. 折板張替え補強】 折板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【3-i. 独立遮蔽壁固縛補強】 補強材の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
備考：	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙一 30 に示す。		

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：外観検査

検査範囲 及び対象機器	組立施設 工場棟組立工場 <input type="checkbox"/> 3-a. 壁新設補強 <input type="checkbox"/> 3-b. 壁増打ち補強 <input type="checkbox"/> 3-c. バットレス新設補強 <input type="checkbox"/> 3-d. スラブ新設補強 <input type="checkbox"/> 3-e. 屋根面鉄骨補強 <input type="checkbox"/> 3-f. 鉄扉及びシャッタ補強 <input type="checkbox"/> 3-g. 外壁更新 <input type="checkbox"/> 3-h. 折板張替え補強 <input type="checkbox"/> 3-i. 独立遮蔽壁固縛補強		
	検査対象（□内にレ点を入れる）		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

外観検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	組立施設 工場棟組立工場		
判定基準	結果	検査方法	
【3-a. 壁新設補強】 新設した壁、鉄扉、シャッタ及びダンパ表面に有害な傷及び変形がないこと。			
【3-b. 壁増打ち補強】 増打ちした壁表面に有害な傷及び変形がないこと。			
【3-c. バットレス新設補強】 新設したバットレス表面に有害な傷及び変形がないこと。			
【3-d. スラブ新設補強】 新設したスラブ表面に有害な傷及び変形がないこと。			
【3-e. 屋根面鉄骨補強】 鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。			
【3-f. 鉄扉及びシャッタ補強】 ① 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。 ② シャッタ及びシャッタ補強材に有害な傷及び変形がないこと。			
【3-g. 外壁更新】 サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないこと。			
【3-h. 折板張替え補強】 折板に有害な傷及び変形がないこと。			
【3-i. 独立遮蔽壁固縛補強】 補強材及び独立遮蔽壁に有害な傷及び変形がないこと。			
備考：	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-30に示す。		

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：員数検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟組立工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 消火器 検査対象（□内にレ点を入れる）	
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備考：		

員数検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟組立工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明 誘導灯 非常用通報設備 非常ベル設備 放送設備 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 消火器		
判定基準	結果	検査方法	
設備、機器の員数が以下のとおりであること。			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-30に示す。 立会いを実施した設備： _____ 各設備等の員数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 : ■台 ・ 誘導灯 : 避難口誘導灯 ■個、通路誘導灯 ■個 ・ 非常ベル設備 : ■個 ・ 放送設備（スピーカ） : ■台 ・ 通信連絡設備（電話設備） : 有線式 ■台、無線式 ■台 ・ 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 : <ul style="list-style-type: none"> 煙感知器 ■個、熱感知器 ■個、空気管式感知器 ■基 発信機（P型） ■個、警報設備（ベル） ■個 ・ 消火器 : <ul style="list-style-type: none"> 粉末消火器 10型 ■本、金属用消火器 ■本 二酸化炭素消火器 7型 ■本 			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：配置検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟組立工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> 安全避難通路 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 消火器	検査対象（□内にレ点を入れる）	
	確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

配 置 檢 査 記 錄

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟組立工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明 誘導灯 安全避難通路 非常用通報設備 非常ベル設備 放送設備 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 消火器		
判定基準	結果	検査方法	
設備、機器の配置が設工認申請書のとおりであること。			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-30に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：系統検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟組立工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 検査対象（□内にレ点を入れる）		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

系 統 檢 査 記 錄

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟組立工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明 誘導灯		
判 定 基 準	結 果	検査方法	
非常用照明及び誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。			
<p>備 考 :</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-30に示す。</p>			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：据付検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟組立工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 検査対象（□内にレ点を入れる）		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

据付検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟組立工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明 誘導灯 非常用通報設備 非常ベル設備 放送設備 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備		
判定基準	結果	検査方法	
設備、機器が設工認申請書に記載のとおり据付られていること。			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-30に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：外観検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟組立工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> 安全避難通路 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 消火器 検査対象（□内にレ点を入れる）	
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備考：		

外観検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟組立工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明 誘導灯 安全避難通路 非常用通報設備 非常ベル設備 放送設備 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 消火器		
判定基準	結果	検査方法	
設備、機器に有害な傷及び変形がないこと。			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－30に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：作動検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟組立工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 検査対象（□内にレ点を入れる）		
	確 認 事 項	結 果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。			記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。			記録
検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。			記録
備 考 :	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-30に示す。		

作動検査記録

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟組立工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明 誘導灯 非常用通報設備 非常ベル設備 放送設備 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備	
判定基準	結果	検査方法
【非常用照明、誘導灯】 非常用電源のブレーカを解放後、■秒以上バッテリにより点灯していること。		
【非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）】 正常に作動すること。		
【火災感知設備及びそれに連動する警報設備】 ① 自動火災報知設備（感知器）が正常に作動すること。 ② 自動火災報知設備（ベル）が正常に作動すること。 ③ 自動火災報知設備（発信機）が正常に作動すること。		
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-30に示す。 本検査で使用した計測器を別紙-29に示す。		

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

検査範囲 及び対象機器	組立施設 <input type="checkbox"/> 工場棟組立工場 その他の加工施設（工場棟組立工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> 安全避難通路 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 消火器	
	検査対象（□内にレ点を入れる）	
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備考：		

設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	組立施設 工場棟組立工場		
判定基準	結果	検査方法	
<p>設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質の臨界防止（第3条第2項） ・火災等による損傷の防止（第4条第3項） ・安全機能を有する施設の地盤（第5条） ・地震による損傷の防止（第6条第1項） ・津波による損傷の防止（第7条） ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項及び第2項） ・加工施設への人の不法な侵入等の防止（第9条） ・加工施設内における溢水による損傷の防止（第10条） ・遮蔽（第13条第1項及び第2項） ・安全機能を有する施設（第16条第2項） 			
<p>備考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-30に示す。</p>			

設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟組立工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明 誘導灯 安全避難通路 非常用通報設備 非常ベル設備 放送設備 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 消火器	
判定基準	結果	検査方法
設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止（第4条第1項） ・地震による損傷の防止（第6条第1項） ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項） ・安全機能を有する施設（第16条第2項） ・警報設備等（第18条第1項） ・安全避難通路等（第19条） ・非常用電源設備（第23条第1項及び第2項） ・通信連絡設備（第24条第1項） 		
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-30に示す。		

使用計測器一覧表

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

1) 本設計器

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

2) 本設計器以外の計器

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

記録一覧表

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

No.	確認した書類の名称	文書番号、制定年月日等	備 考